第16回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時:平成29年5月9日(火)10:00~11:18

2. 場所:合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者:

(委 員)原英史(座長)、大田弘子(議長)、金丸恭文(議長代理)、 髙橋滋、八代尚宏

(専門委員) 村上文洋

(政 府) 山本大臣、羽深内閣府審議官

(事務局) 刀禰規制改革推進室次長、福島規制改革推進室次長、西川参事官

4. 議題:

(開会)

議題1 IT時代の遠隔教育

(閉会)

5. 議事概要:

○西川参事官 おはようございます。それでは「規制改革推進会議 第16回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとう ございます。

本日は大田議長にも御出席をいただいております。金丸議長代理も後ほど来られるという御連絡をいただいております。

吉田座長代理、江田委員は所用により御欠席ということでございます。

山本大臣も後ほど来られると伺っております。

それでは、開会に当たりまして、原座長、一言お願いできますでしょうか。

○原座長 どうもありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがと うございます。

本日の議題は「IT時代の遠隔教育」でございますが、本件については、先月25日に当会議において「遠隔教育の推進に関する意見」を決定いたしました。

本日はこれを踏まえて「IT時代の遠隔教育」、とりわけ高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題について、文部科学省からヒアリングを行います。

遠隔教育については、ITの技術革新を踏まえ、質の高い教育機会の提供、また教員の負

担軽減といった観点から、さらなる普及・拡大が期待されているところです。そのための幅広い検討が必要と考えております。

委員の皆様におかれましては、御議論のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○西川参事官 ありがとうございました。

では、カメラの方は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

- ○西川参事官 それでは、ここからの進行、原座長、お願いいたします。
- ○原座長 本日は文部科学省から御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。 本件については先月25日、当会議で「遠隔教育の推進に関する意見」を決定いたしました。

これを受けて先月26日ですが、文化審議会著作権分科会で議論がなされたと承知をして おります。

資料2-1でございますが、「教育の情報化の推進のための権利制限規定の見直しに関する規制改革推進会議の意見について」がまとめられていると承知をしております。

これまでの議論でございますが、投資等ワーキング・グループにおきましては「同時双 方向型の遠隔教育」を対象として、なぜ「合同授業」と著作権法上の扱いを変えるのでし ょうかという議論をしてきたわけでございます。

ところが、文化審議会著作権分科会に提示をされた資料2-1を拝見いたしますと、「スタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信」という言葉が使われておりまして、これには一方的に配信するものが含まれているように思われます。

また、漏れ伝わるところでは、文化審議会でこれまで2年間にわたって議論されてきた 補償金設定という考え方そのものについて、私たちが異を唱えているかのような誤解が生 じているようにも伺っております。

したがいまして、本日は資料2-1に関して議論をさせていただければと思いますが、 私から、この資料1という資料で事前に質問をお送りさせていただいております。

資料1でございますが、もう細かい点は省きますけれども、まず前提のところで、私たちは「同時双方向型の遠隔授業」についての議論をしてきたということでございます。

それから、著作権法では「遠隔合同授業」ですね。意見書では「合同授業」という言葉を使っておりますが、文部科学省さんの使っている「遠隔合同授業」という言葉をそのまま引かせていただいておりますが、いずれの教室にも教員と生徒がいるという「遠隔合同授業」については著作権法の35条2項の規定があって、この「同時双方向型の遠隔授業」と扱いを異なる理由があるのでしょうかという議論をしてきましたということであります。

一方で、文化審議会著作権分科会では「異時公衆送信」を主に念頭に置いて、これまで 補償金の対象とするという議論がなされてきたというように承知をしております。

先ほども申し上げましたように、文化審議会の分科会においては「スタジオ型リアルタ イム配信授業公衆送信」について、私たちが意見を言っているというように書かれている わけでございますが、まず、今日お伺いしたいことは「1、当会議意見書の対象について」 というところでありますが、なぜこういった説明をされたのかという事実関係について伺 いたいというのが1点目でございます。

2点目は、3ページの「2、『同時双方向型の遠隔授業』と『遠隔合同授業』の比較」ということでありますが、これはもう、このワーキング・グループで、配信側に生徒がいる場合といない場合とで、著作権の侵害の度合いがなぜ違うのでしょうか、なぜ扱いを異なる理由があるのでしょうかということを再三伺ってきて、これまで御説明をいただけていないと理解をしております。

先日の分科会に提示をされたペーパーに基づいて整理をしてみても、やはり違いはないのではないかと思うわけでありますが、この点について、改めて御説明をいただければというのが大きな2点目でございます。

細かい点は幾つかございますが、大きくこの2点について御説明をいただければと思います。

では、よろしくお願いいたします。

○永山審議官 文化庁審議官でございます。

まず1点目、資料2-1、4月26日の文化審議会著作権分科会で考え方をまとめたペーパーがございます。これは長文でございますので、そのエッセンスをまとめた資料2-2を御覧いただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

資料2-2と、現状の制度を整理させていただきました資料2-4、こちらは両方とも 1枚ペーパーですが、その両方を御覧いただきながら説明をお聞きいただければと思って おります。

最初に、資料 2-2 「遠隔教育の推進と著作権制度について(ポイント)」でございます。

「1. 著作権法の目的」ということでございますが、著作権というものは、創作がされ、 それを保護し、円滑に流通し、多く利用がなされて、その対価が権利者に適切に還元され て、それが次の創作につながっていくということで、そういうサイクルを維持することが 著作権法では重要であると考えられています。

権利の保護だけではなくて、円滑な利用も含めて、権利者に対して適切な対価が還元され、次の創作につながっていく。それを支える基盤が著作権法であるというのが基本的な理解でございます。権利の保護だけではないということは、ここで御説明させていただければと思います。

「2. 教育目的の著作物利用と著作権の制限について」ということですが、この中身に 入る前に、現状がどうなっているか、今日御参加の方は大体御理解いただいていると思い ますが、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

資料2-4を御覧いただきたいと思います。

5つに分けておりますが、現在、文化庁、著作権分科会におきましては、教育の情報化

に対応した著作権制度のあり方について幅広く検討しております。

その中で検討の射程に上がっているのはこの5つ、それ以外にもありますが、遠隔教育 という観点からは大きく分けてこの5つということになります。

- 1の「対面の教室」は従来型の授業です。
- 2の「遠隔合同授業」は、対面で行っている教室の授業を遠隔地にも配信して見られるようにするという授業です。
 - 3が当委員会の方で御議論いただいております「同時双方向型の遠隔授業」です。
- 4の「同時一方向型の遠隔授業」は、目の前に生徒がいない、スタジオや教室などで授業をし、遠隔地で学生が授業を聞いているという形です。
- 5 はオンデマンド型で、サーバーに蓄積された授業に生徒等がアクセスをして、いつでも学習ができるという「オンデマンド型の遠隔授業」です。

この5つを射程に入れて検討しております。

現行の制度がどのようになっているかといいますと、下から2番目のところですが、「対面の教室」について、緑が現行法で「原則許諾不要 無償」で利用ができる部分でございます。「対面の教室」については、授業で先生が子供たちに資料を配る、これは著作権法35条1項で無償になっております。ただ、予習・復習のために事前に学生に資料を送っておくということについては、オレンジになっていますが、これは現行法におきましては「原則許諾必要」となっております。

2番の「遠隔合同授業」につきましては、平成15年の著作権法改正によりまして、現行 法では「原則許諾不要 無償」という形で整理がなされております。

3~5については、現行の著作権法においては「原則許諾必要」という形で整理をされております。

「原則許諾必要」とは、どういう意味かといいますと、著作権法というのは知財に位置づけられておりまして、特許と同様に排他的な権利ということで、権利者の許諾が得られなければ利用できないというのが著作権制度でございますが、「原則許諾必要」ということになると、個々の権利者に当たって許諾を得なければ利用ができない。したがって、拒否されれば利用できなくなるということですが、現在、文化審議会での方向としては、オレンジの部分全てについて「原則許諾不要」にしたいと考えております。

したがって、許諾が拒否され、利用できなくなるということはなくなるということでございます。

ただ、今回議論になっている部分ですが、一方で一定の金額の補償金を支払うことによって利用できる形にしていきたいというのが現在の方向性でございます。

また、補償金の支払いについては、窓口の一元化をして、円滑、簡易な形で権利処理ができるような形にさせていただきたいと思っております。

現行制度におきましては、不要な部分と個別に許諾を得られない部分ということでかなり落差があったのですけれども、今回、文化審議会で検討しています法改正が実現すれば、

基本的に一元化された窓口に一定の補償金を支払うことによって、無償のところも含めてですが、1~5の全ての利用ができるという方向を目指して、考えているところでございます。

資料2-2に戻っていただきますと、今、申し上げた点が2.の○のところですけれども、現在、文化審議会で検討を行っておりますが、その検討の方向性としては、許諾が必要な部分について、許諾が得られない、教育上必要な著作物が使えないという事態は回避したい。また、現在、個別に権利処理しないといけないということで手続の負担が重いという強い御意見や御批判がありますので、そのようにならないように、許諾が要らない、しかも一元化された窓口で手続することによって利用ができるということで、そういう方向での検討を行ってきたということでございます。

2つ目の〇、無償か有償かということでございますが、今回、現行法で原則許諾が必要ということについては補償金の対象にするということですが、教育の公益性という観点と補償金の関係ということでございますが、教育の公益性があるからといって、一律に、無限定に制限して無償で使っていいということにはならないのではないかと考えております。権利者の利益の確保、また、円滑な利用の確保、そのバランスが必要だというように考えております。

諸外国はどうかといいますと、資料を御覧いただきますと、ヨーロッパ諸国、オーストラリア、韓国などについては、先ほど御覧いただいた1~5の全てについて、補償金を支払うことによって利用が可能という形で、両方のバランスの確保を図っているということでございます。日本の場合には無償の部分がありますけれども、方向としては補償金型の権利制限をすることによって、円滑な利用を確保する方向を目指していきたいというように考えております。

また、今回、文化審議会での結論を出すに当たりましては、私どもも丁寧な手続、検討を進めてきたと考えております。権利者、利用者双方の理解を得ることが重要であると考えておりましたため、権利者団体、また、学校関係の15の教育関係団体の意見を聴取し、コンセンサスを得て、一定の結論を出してきたということでございます。

その上で、3番、私ども文化審議会の方と当ワーキング・グループとの議論の違いということで簡単に整理をさせていただいておりますけれども、資料2-4と両方御覧いただきますと、文化審議会の考え方としては、権利者に及ぼす不利益、また法的安定性、両方を考慮して今回の結論を出しております。

①のところですが、本来のあり方として、著作権分科会での議論としては、複製等の技術が発展したということで、1番の権利制限は昭和45年にできた制度でございますけれども、当時に比べても、平成15年に比べても、さまざまな機器が普及し、コピーをしたり、送信をする技術が発展し、簡便な形で著作物が利用できるようになってきている今日、大量の著作物が学校現場でコピーをされたりすることが可能になっているということで、権利者に及ぶ不利益が軽微ではなくて、また国際的な制度調和の観点からも、審議会として

は、 $1\sim5$ 、現在、無償のところも含めて原則補償が必要だろうという考え方でございます。

②でございますが、現在、無償の部分、緑の部分ですけれども、そこの部分についてまで補償金の対象にすると、教育現場の混乱を招く、すなわち法的安定性という観点から、現在、無償となっているところについては無償を維持するという考え方をとっております。

したがって、当ワーキング・グループで議論になっております3番のところについては、 現行法においては原則許諾が必要ということになっておりますので、今回の整理において は補償の対象とすべきというのが文化審議会での考え方でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、私どもとしては、統一された窓口に一定の補償金を支払うことによって、 $1\sim5$ の行為が分け隔てなく利用が可能になってくるという方向を目指しているわけでございます。

また、右側の方ですが、先ほど原座長の方から御説明がありましたが、2と3の相違がないということから、いずれも補償金不要とすべきではないかという御意見をワーキング・グループからいただいております。

私どもとしても、そういう考え方自体が全くあり得ないということではないのですが、「同時双方向型の遠隔授業」ということになりますと、可能性としては、メディアを活用したさまざまな教材の工夫が可能になっていることから、これまでの「遠隔合同授業」に比べますと差異が生じないとも言えないのではないかという考え方をとっておりまして、今回こういう整理にさせていただいております。

法改正はこれからということでございますが、法改正がなされれば、今回いただいております規制改革推進会議の考え方も十分踏まえまして、制度の運用の面で、さまざまな工夫をしていきたいと考えております。

私からは以上で、原座長からの御質問への回答を担当課長の方から説明させていただきます。

○水田著作権課長 失礼します。文化庁著作権課長でございます。

原座長からいただきましたペーパーについて、事前にお示しいただきましたので、それに対するコメントといいますか、回答を資料 2-3 にまとめておりますので簡潔に御説明させていただきます。

資料2-3でございますが、元の文は、本日の資料1と同じものでございます。そこに 四角で囲った形で回答を書かせていただいています。

2ページを御覧いただければと思います。

まず「スタジオ型リアルタイム配信授業」について、不正確な整理がなされたのではないかという御指摘でございます。

これにつきましては、四角の中にございますように「一方に教員のみがおり児童生徒等がいないいわゆるスタジオ型のリアルタイム配信授業」ということで申し上げておりまして、特に一方向であるか、双方向であるかという区別をしておりません。ですから、当然、

頭の中には双方向型のものもあれば一方向型のものもあるということで、そこはあえて区別をする意義が著作権法上の観点からはあまりなかったということで、両者をあわせて一括して御説明したものでございます。

2ページ目の下のところで「(文化庁回答②)」とございます。

これは、ただ今審議官の方から申し上げたところと若干かぶるわけでございますけれども、「スタジオ型リアルタイム配信授業」と「遠隔合同授業」の差異があることを理由に、著作権に係る取り扱いに差を設けることが適当という結論を導いたかという御指摘でございますが、元々の資料 2-1 を御覧いただきますとおり、ここの四角の中に御説明がございます。

結論としましては「スタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信については、当該行為が権利者に及ぼす不利益の度合いが複製・同時授業公衆送信に比べて大きいか否かにかかわらず、原則どおり補償金の対象とすることが適当である」ということでございまして、次のパラグラフの下線にございますとおり、著作権分科会の検討の結果としましては、いずれの形の授業においても、現段階で見ますと、原則として補償の必要性が認められるというのが大前提でございます。したがって、何もなければ全体として補償金の対象とすべきだというアプローチでございます。

一方、法的安定性の観点から、現行法の部分はそのまま残すという例外的な措置をしよ うと。非常に単純に申し上げますと、今、申し上げたような形でございます。

したがいまして、切り方としまして、3ページの上のところにございますけれども、「スタジオ型リアルタイム配信授業」と「同時授業」の取り扱いを異ならせることの理由というのは、今申し上げたところに尽きているわけでございます。現在、法律で認められているか、認められていないかというところの違いだということです。それ以外であれば、本来的には全体が補償金の対象であるべきだということです。すなわち、全体マイナス、現在法律で認められているところ、イコール補償金の対象という非常にシンプルな考え方でアプローチをしたものでございます。

したがいまして、恐らく規制改革推進会議さんの方からいただいています意見は、アプローチの違いということなのかと思っております。既に全体が補償金の対象となってしかるべきだという結論があるということからしますと、そこからマイナスをしたところに関しては補償金が必要だという考え方でございます。

以下の御質問につきましては、そこについて補償金が必要な中で、どのくらい度合いが違うのかというのは、議論としてはあまり意味を持たないかと思いますけれども、一応、参考として文化審議会のペーパーにもございますので若干補足をさせていただきます。

3ページの下のところで「(参考①)」とございます。

個々の授業において、著作物が利用される頻度や総量というのが、その2つの「同時授業」と「スタジオ型リアルタイム配信授業」で違うのかどうかということでございます。

こういった制度を導入した場合ということを考えていきますと、一般的には対面授業の

場合は紙で配るのが通常かと思いますけれども、遠隔の合同授業を行った場合には、対面 授業で目の前にいる児童生徒等には紙で配るというのを前提として、その延長で遠くにい る人には同じものを送信するということでございますので、現場としては紙で配る部分が ある以上は物理的な制約も多少あるのではないかということでございます。

目の前に児童生徒等がいないということであると、全体を電子媒体で送るということも考えられ得るところでございますので、一般論でございますけれども、そのようにした場合には、著作物が利用される総量は、普通に紙で配ることと併用することと比べますと増えてくるのではないかといったアプローチでございます。

4ページを御覧いただきますと、今度は個々の授業ではなくて「(2)授業実施の容易性に伴う著作物利用の総量」ということで「『遠隔合同授業』と比べ、授業実施の容易性に差異はない」と御指摘をいただいておりますけれども、著作権分科会の結論としましては、合同授業を行う場合には、授業を行う側と授業を受ける側、受けるといいますか、送信側と受信側の両方に、教員と児童生徒、教員と児童生徒という形でいることになりますので、それを実施するということは、両方の学校での時間割ですとか、授業の進度だとか、先生の都合といったことを合わせていく必要があるのではないかと考えられております。

一方で、「スタジオ型」と呼ばせていただいていますけれども、片方の先生、送信側の 先生の側には生徒がいないということでありますと、受信側の先生、生徒等と、それから、 送る側に関しては先生の日程だけを調整するということで、調整する事項の多さからして も、どちらかというと相対的なものでございますけれども、そちらの方が比較的実施しや すくなるのではないか。要するに、送信側の先生の都合が悪くなったら受信側の日にちを 変えてもらって、別の日の授業のときにやるとか、そういったことも可能になってきます ので、社会全体としてはそういった使い方が増えてくるのではないかと考えられておりま す。

そういったことを資料2-1のペーパーでは申し上げているところでございますが、そこはあくまでも参考ということでございまして、いずれにしても、どちらの使い方にしても原則補償金の対象とする必要があるのだということが結論でございます。

5ページでございますが「(3)『教育現場の混乱』」ということにつきまして、それだけを根拠として異なる扱いとするのは合理的ではないのではないかという御指摘でございます。

それにつきましても「(文化庁回答③)」というところにございますように、一般的に長期にわたって社会に定着してきた制度そのものに関して、例外的な形で、考慮要素の一つとして、法的安定性が損なわれることに対して配慮するということはあり得ると考えておりますので、それは合理的ではないかと言われますと、一定の合理性があるのではないかと考えております。

6ページを御覧ください。

こちらに関しましては、一つだけ御質問をさせていただきたいと思っておりまして「同

様に取り扱うべき」という御意見をいただいたわけですけれども、「同様」ということは「いずれも補償金を不要とする」という結論だけではなくて、「いずれも補償金の対象とする」という選択肢も念頭に置かれているのかどうかということにつきまして、明確でなかった面がございますので、それについては確認をさせていただければと思います。

なお「いずれも補償金を不要とする」という結論のみを想定されているのだとしますと、 それはどういった理由によるのかということについて御説明いただければ幸いでございま す。

7ページでございますが、これは言葉の定義の問題でございます。「<別紙>関連する 質問事項」ということでいただいております。

「スタジオ型リアルタイム配信授業」という言葉ですけれども、最後に報告書で新しい言葉をいろいろと整理させていただいたものでございますが、「同時授業」といった場合には2つの会場で同時に授業そのものが行われている。児童生徒等がいるという整理にさせていただいておりまして、「スタジオ型リアルタイム配信授業」という場合には、リアルタイムで配信が行われているということであって、両方で授業が行われているとは限らないという整理でございます。

同様のところで「(文化庁回答⑤)」という下の四角のところを御覧いただければと思いますけれども、「スタジオ型」という言い方がミスリーディングではないかということがございます。これはいろいろな御批判や御意見があるかと思いますけれども、配信側に生徒等がいない形態の授業という意味で申し上げておりまして、一方に教員のみがおり、児童生徒がいない形態の授業ということでお示ししているところでございます。ですから、別にスタジオに限らず、教員が生徒のいない教室から配信するということも含んでいるという理解でございます。そういった整理をさせていただいております。

最後でございますが、8ページに回答を書いておりますが、「2、『遠隔合同授業』の扱いについて」ということで、35条2項ができたときに、無償で著作物の利用ができるようにした理由は何かという御質問をいただいております。

この経緯を調べてみましたけれども、平成15年に現在の35条 2 項の追加を行っておりますが、そのときの検討過程で、当該行為及び、当時、既に無許諾(無償)の権利制限対象であった複製の行為につきまして、補償金請求権の対象とすべきか否かについて検討の対象とはされたわけですけれども、審議会として結論を得るには至らなかったという実態がございます。補償金請求権の要否については、関係者間の協議を行った上で引き続き検討すべきこととされたという経緯がございますので、その点について御報告をさせていただきます。

雑駁でございますが、以上でございます。

○原座長 ありがとうございました。

私たちへの御質問があったので先にお答えをいたします。

私たちがこのワーキング・グループで議論をしてきて、規制改革推進会議として意見書

を出しましたのは、皆さん方の出していただいた資料2-4の表でいいますと、平成27年度から高校で新たに解禁をされた3の「同時双方向型の遠隔授業」を対象にして意見を言っています。

3と、それから2の「遠隔合同授業」を比較したときに、扱いを変える必要があるので しょうかということを再三議論してまいりました。

2の「遠隔合同授業」については、原則許諾が不要となっていて、無償となっている。 今後も無償とする扱いを変えられるおつもりはないということでございましたので、そう であれば、3についても2と同じ扱いをされたらよろしいのではないでしょうかという意 見を申し上げたということであります。

その上で、まず、私からお示しをした1つ目の点、私たちの意見書について、文化審議会の分科会で正しく紹介をして御議論をいただいたのかという点について確認させていただきたいと思いますが、今の資料2-3で御説明をいただいた中身によりますと、2ページのところで、「スタジオ型リアルタイム配信授業」は一方向と双方向の区別をしていないということだと理解をいたしました。

私たちが意見を言っていますのは、資料2-4の3の「同時双方向型の遠隔授業」というところでありますので、これはまず事実と違うということだと思います。

確認ですけれども、資料2-1で皆さん方が文化審議会で御説明をされたのは、私たちの、このワーキング・グループで「スタジオ型リアルタイム配信授業」について意見を言っているというように書かれています。実際に、このように誤解をされているというように漏れ伝わって聞いております。これも事実に反するのではないか。

御説明の中で一方向か双方向かを区別する必要がないということもおっしゃっているようですが、区別する必要があるのかどうかということは皆さん方の評価の問題であって、必要であればこの後議論をさせていただきますが、いずれにしても、私たちは「同時双方向型の遠隔授業」というのを対象に意見を言っていて、資料2-4の4や5については意見を言っていないということであります。

したがって、まず、この点を文化審議会で御訂正いただけないでしょうか。

それから、あわせて申し上げますと、資料1の5ページで補足的に書いておりますけれども、分科会で皆さん方が御説明をされたペーパーによりますと、私たちが異時公衆送信あるいはMOOCのようなものについてまで権利許諾を不要とする、無償にすべきであるという意見を言っているかのような記載をされているわけですが、これまでの議論の中でこんな主張は全くしておりません。これも御訂正いただけませんでしょうか。

○秋山著作権課長補佐 著作権課課長補佐の秋山でございます。

まず、御指摘いただきました第1点目でございますが、確かに御紹介いただいた私どもの資料2-1、文化審議会著作権分科会の資料におきまして、1. では、一方に教員のみがおり児童生徒等がいない形態の授業について「スタジオ型リアルタイム配信授業」といった整理をさせていただいておりまして、確かに座長がおっしゃるように、規制改革推進

会議の議論をそのままこういう定義でなされたという誤解を生じたということでありましたら、それは恐縮でございますが、文化審議会としましては、あくまでも著作権法上の保護の対象範囲をどのように画するべきかという議論をする上での適切な範囲設定を行うという観点から、こういう整理をさせていただいたわけでございます。しかし、そういった混乱を招いたという点については御意見として承りたいと思います。

- ○原座長 ちょっとそこの点で、髙橋先生、お願いします。
- ○髙橋委員 今まで役所間の審議会同士のやりとりに関与してきましたが、こういうやり 方をされたのは初めてです。要するに、審議会の一方が言っていることについて、それを 審議しますと言ったときに、言っていることを不正確に相手の審議会に伝えて、それで結 論を出すなどというやり方を私は初めて聞きました。

これは組織的な交渉のやり方としては全く異例でありまして、完全に瑕疵があります。 そして、瑕疵は訂正していただかないとしようがない。立場が異なる役所同士では、特に きちんとしたやり方でやらなければいけないものを、相手方の役所の言っていることを全 く違って伝えるというのは瑕疵があります。これは訂正していただかないとしようがない と思います。

○秋山著作権課長補佐 先ほどの資料 2 − 1 の一番下の方に原典の引用を書かせていただいておりますが、「規制改革推進会議意見」としまして、点線囲みで「同時双方向型の遠隔授業」という表現は使わせていただいております。その理解として、我々としては著作権法上の補償の要否という検討の観点からは「スタジオ型リアルタイム配信授業」との対応関係で議論をしたということでございますが、先生方の御意見はもっともだと思いますので、その当たり紛れがないように、ここは再整理をさせていただきたいと思います。

- ○髙橋委員 再検討の余地があるということを認めていただけるのですか。
- ○秋山著作権課長補佐 ここの定義の説明の仕方が、必ずしも規制改革推進会議様の定義の内容と完全に一致していなかったということが、結論に決定的な影響を与えるということでございましたら、そこは。
- ○髙橋委員 こちらが影響を与えると言っているから、議論してくださいと言っているのです。だから、もう一回、議論し直してください。
- ○永山審議官 そこは平場の会議を開催するか、若しくは違う形でやるかも含めて分科会 長とも御相談したいと思います。
- ○髙橋委員 これは持ち回りなどではあり得ないです。平場でもう一回やっていただかな いとしようがない。
- ○永山審議官 そこは御相談させていただきます。
- ○山本大臣 それは規制改革担当大臣をなめているということなのか。
- ○永山審議官 どういう対応が可能かについては検討させていただきたいと思っております。
- ○山本大臣 やり直す以外にないと思いますよ。

- ○永山審議官 大臣のお考えも含めて、持ち帰って検討させていただきたいと思います。
- 〇山本大臣 私が直接、文科大臣に言おうか。
- ○永山審議官 大臣の強いお考えを受けとめましたので。
- ○山本大臣 必要だったら言いますよ。
- ○原座長 これは冗談ではないと思っておりまして、一方向の授業配信というのは全然違う形態について私たちが意見を言っているという虚偽の説明をされて、しかも異時公衆送信やMOOCについてまで私たちが無償でやるべきだと言っているという、とんでもない説明をされているわけですよ。

こんな虚偽の説明を公式の審議会でやるというのは、髙橋先生も言われるとおり、およ そ考えられないことだと思うのですが、これは文科省さん、総括審議官にもお越しいただ いていますけれども、どう責任をとっていただけるのでしょうか。

- ○義本総括審議官 今、文化庁審議官が申し上げましたように、今日、ここでいただいた 意見を忠実に著作権分科会の会長に報告させていただいて、それについては、今、お話し いただいたことも踏まえた上で対応について検討させていただきたいと存じます。
- ○原座長 検討などということではなく、大臣もおっしゃられたとおり、やり直す以外に ないと思っていますので、是非お願いいたします。

その上で中身の点に入りたいと思いますけれども、皆さん方の御説明によると、資料2-4の2の「遠隔合同授業」と3の「同時双方向型の遠隔授業」の扱いを違うことにする理由があるのでしょうかという議論をさんざんしてきたわけでございますが、著作権の侵害の度合いについては、もう差はないという理解でよろしいですか。

今、課長さんからの御説明の中で、参考までにと言って、差があり得るのではないかということをおっしゃられましたが、全く理解できなかったです。差はないけれども、法的な安定性という理由だけで2と3の扱いを変えるという理解でよろしいですか。

○水田著作権課長 お答え申し上げます。

補償金が必要な度合いに達しているという意味においては、いずれも差がないという理解でございます。違いがありますのは法的安定性という観点でございます。

○原座長 念のため、確認までに申し上げておきますけれども、まず、個々の授業で著作物が利用される頻度や総量ということに関して言えば、個々の授業で教材を使う量というのは、リアルタイムの対面の授業であっても、オンラインを使った授業であっても同じわけですね。差が生じ得るかもしれないとおっしゃっているのは、恐らく、解釈をすれば紙で配るのであればコピー代がかかったりするけれども、オンラインだとよりやりやすくなるので、本来であれば1ページの資料だけ教材として使えばいいところを10ページ分送ってしまうかもしれないということを言われているのかもしれませんが、それは今の著作権法でもだめなわけですね。必要な範囲を超えて著作物を提供するということはやってはいけないわけですから、もしそんなことを心配されているのだったら、それはやってはいけませんと言われればよろしいと思います。

それから、2つ目の点で「授業実施の容易性について」です。

2つの授業をつなぐ場合と、それから、先生と教室とをつなぐ場合で容易性が違うということをおっしゃられましたけれども、これも全く分かりませんでした。2つの授業がなされているところをつなぐのか、あるいは授業を持っていなくて、あいていらっしゃる先生を見つけてつなぐのか、これは何が違うのでしょうか。

そのときに、仮に授業を持っていらっしゃらなくてあいていらっしゃる先生の数が、明らかにはるかに多いというのだったら容易性は違うかもしれないですけれども、そんなことではないですよね。だから、これも全く理解できない。

したがって、著作物、著作権の侵害の度合いには、基本的には差があるかどうかということは問わずに、法的な安定性について異なるという理由で2と3について扱いを変えるという御説明であったというように理解をいたします。

そうであるとすると、2と3で扱いを変えると。2の「遠隔合同授業」については無償にし、平成27年度から高校で新たに解禁をされた3の「同時双方向型の遠隔授業」については補償金の設定をします。現状では許諾が必要になっている、今後は補償金を設定するということで扱いを変えられるということになれば、2と3を比べたときに、3を抑制する効果が生じることになるかと思いますけれども、文部科学省さんとしては、遠隔教育をこれから進めていく上で、それでよろしいのでしょうか。

○永山審議官 その話に入る前に、2と3について違いがないというように理解すると原座長おっしゃいましたけれども、私どもの理解としては、先ほどの文化庁で用意させていただいた資料2-4でございますが、そこでいう番号の2と3の違いでございますが、2の「遠隔合同授業」というのは、従来型の対面授業、要するに、教室に黒板があって、そこで先生が授業をしているものを遠隔地にも送るという形を想定しております。したがって、これまでの対面型の授業の延長線上にある形態でございます。

一方、3の「同時双方向型の遠隔授業」につきましては、要するに、目の前に子供たちがいない、本来の意味の遠隔授業という位置づけでございまして、今回の27年の、こういう形態を認めた文部科学省の告示によりましても、多様なメディアを高度に活用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に取り扱うもので、同時かつ双方向に行われるものということで、当然、3の「同時双方向型の遠隔授業」の中には、従来型の授業そのものというのも現状としては非常に多いというように承知しておりますけれども、そういう面では違いがないとも言えますし、一方、本来の遠隔授業としてのあるべき姿というものは、従来の教室の黒板に向かって授業をする形とは違う、従来型と違う、いろいろなメディアとか情報を活用した、著作物を活用した、多様な情報を活用した授業というものも期待されていて、その場合には違いが生ずる可能性もあるだろうというようには考えております。

先生が言っていることを全て否定するつもりはありませんが、両方の可能性、違う面も 出てくるのではないかというようには考えております。

- ○原座長 合同授業か同時双方向型かで違う理由が分からないので、もし本当にそこに違いがあると説明されるのだったら、もう一回分かりやすい説明をちゃんとし直してください
- ○髙橋委員 今までの議論で、高校の「同時双方向型の遠隔授業」というのは、必ずしも 当初は想定されていなかったはずです。そこまでも原則許諾が必要だという想定が、当時、 本当にされていたのか。それは必ずしもそうではないのではないでしょうか、というお話 を随分していたと思うのですが、その点はいかがなのでしょうか。
- ○秋山著作権課長補佐 すみません。御質問の趣旨を確認させてください。
- ○髙橋委員 これについては、今、オレンジ色で塗られているのです。けれども、高校については、必ずしも当時の整理のときには普及していなかった形態だと思うのですね。そういう意味では、そこについてはオレンジだという明示的な整理がされていなかったのではないでしょうかという話です。
- ○秋山著作権課長補佐 失礼いたしました。

上の方にも書かせていただいておりますとおり、「同時双方向型の遠隔授業」といいますのは、既に大学などでも実施可能であったわけでございまして、平成15年に35条2項を追加した段階においても、そうした行為の可能性も念頭に置きながら範囲を限定するという形で立法がされたというように認識しています。

- ○髙橋委員 そのときに高校のことも想定されていたのですか。
- ○秋山著作権課長補佐 おっしゃる趣旨は、高校では、その当時は正にこういうことが認められていなかったという状況であろうということでしょうか。
- ○髙橋委員 そこは空白の整理だったのではないでしょうかと言っています。白地だった のではないでしょうか、というお話です。
- ○永山審議官 当然、高校というものは制度的にできませんでしたので、平成15年当時は 想定されていないというのは事実だと思いますけれども、著作物の利用形態として見れば、 高校であっても大学であっても同じであると考えております。
- ○髙橋委員 私も大学で授業をしますが、400人授業とかがいっぱいあるわけです。高校で、 しかも遠隔地といったら10人以下の授業がほとんどだと私は思いますけれども、そういう 意味では著作権に対する影響の形態は全く違うと思います。
- ○秋山著作権課長補佐 御質問の趣旨は、平成15年改正の際に、許諾権を制限する対象として、どういうところまでが念頭に置かれていたのかということだろうと思います。当然、無償の許諾権の制限でありますので、それに相応した範囲でしか認められないわけでございます。

したがいまして、大学等などでも無制限に大量の利用が認められるというのは、必ずしも直ちには言えないわけです。35条2項には、権利者の利益を不当に害する場合はこの限りでないというただし書きがございますので、おっしゃったように、例えば400人に対しての利用も無制限に認めるということを念頭に置いた議論ではなかったわけでございます。

○原座長 ですから、高校については、いずれにしても髙橋先生が言われるように、白地 で、そこは検討されていなかったわけですよね。

それから、皆さん方の御議論を伺っているといつも混乱するのが、一方向型の議論とか、 あるいは大学の大きな人数を対象にする授業とかと必ず一緒にして高校の40人以下を対象 にした遠隔授業も議論される。これは違うわけです。

私たちがずっと伺っているのは、高校で、40人以下のクラスを対象にしてやる「同時双方向型の遠隔授業」です。これは文部科学省さんの通知で、40人以下の生徒でやるということは決まっているわけです。これについて、なぜ「遠隔合同授業」や1の「対面の教室」と扱いを変えるのですかということを再三伺っているわけです。ここの議論は明示的にはされていないということでいいですよね。

○秋山著作権課長補佐 繰り返しになりますが、取り扱いを異ならせる理由につきましてはアプローチが違うということでございまして、文化審議会では、いずれの行為も原則補償が必要であるということが前提となっております。つまり、生ずる不利益の差に着目して「遠隔合同授業」は補償が不要だという議論をしたわけではないというところは改めて御説明したいと思います。

それから、座長申しわけありません。1点、先ほど虚偽の説明があるという御指摘をいただいたところについて御説明させてください。

資料2-1の方で、規制改革推進会議様からの御指摘については、正確にお伝えしているつもりでございます。【指摘②】を御覧ください。

規制改革推進会議様からの御指摘としては、【指摘②】にありますように「著作権分科会法制・基本問題小委員会では現行法上無償の範囲については補償金請求権の対象としないとしているとのことだが、同時双方向型の遠隔教育は平成27年4月から高等学校について解禁されているのであるから、そのタイミングでスタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信も無償の権利制限の対象としておかなかったことが問題」として一ここの用語は検討が必要なわけでありますが、しかし一こういう御指摘をいただいたということは正確に記述をさせていただいております。

その後、座長から御指摘いただいた、規制改革推進会議様がオンデマンドとかMOOCまで解禁すべきだと言ったかのように虚偽の説明がなされている、ということに関しましては、私どもの理解として、そういう理屈が通るのであればという前提で資料2-1の5ページに書かせていただいたものでありまして、そうした内容を規制改革推進会議様が御指摘されているとは言っていませんので、そこは虚偽の説明をしたと我々としては考えていないということは改めて御説明させていただきたいと思います。

○原座長 繰り返しですけれども、資料2-1で、私たちが「スタジオ型リアルタイム配信授業」について意見を言ったと書いてあるではないですか。これは虚偽ではないですか。 ○秋山著作権課長補佐 用語につきましては、先ほど総括審議官から申し上げましたとお

り、そちらの対応につきましては大臣からの強い御意思もいただきましたので、そういっ

たことも踏まえまして対応を検討してまいりたいと思います。

○原座長 それから、M00C云々の話については、そんな主張につながるような議論は全く やっていないですよ。これも訂正してくださいね。私たちは、2と3の比較の議論しかや っていないのですから。

○秋山著作権課長補佐 もう少し丁寧に説明しますと、資料2-1の1.の【指摘②】にあるように、平成27年4月に学校教育法体系の中で高等学校について解禁された行為について当然に無償の権利制限としておかなければならないという趣旨の御指摘をいただいたわけでございます。その際には、文化庁の怠慢であるという御指摘もいただいたところでございまして、それは事実でございます。

これを踏まえまして、同資料の5ページの(3)は、学校教育法上解禁された行為は解禁時に当然に権利制限の対象とするべきだという御指摘をいただいたという前提での文化審議会としての理解を示したものでありまして、規制改革推進会議様がMOOC等まで権利制限せよと言ったという表現にはなっておりません。

○原座長 当たり前なのですけれども、私たちは解禁したものを全部無償にしろなどという議論は全くやっていなくて、2と3に関して「遠隔合同授業」と「同時双方向型の遠隔授業」について、権利侵害の度合いの差があるという説明ができないのだったら、それは同じ扱いにすべきではないですかと、解禁したときに同じ扱いにすべきだったのではないですかということをずっと申し上げているのです。なので、これも全く事実に反していると思います。

○永山審議官 その点につきましても、当初の御指摘も含めて、用語の問題といいますか、 当会議の議論を正確に反映するということとあわせて検討させていただきたいと思います。 ○髙橋委員 繰り返しますが、当初は大学の大教室を想定されていて、こういう整理をされたのではないでしょうか。

そういう意味で、離島とか中山間地で非常に少数の高校に対して遠隔授業をするというようなところに、こういう技術が使われるというところまで想定されていなかったはずなのですね。だから、そういう意味では、そこは白地だという整理だってできると思うのです。そういう意味で、遠隔の技術を活用して、さまざまな教育の充実に資するということであれば、白地に近い部分について特例措置をとることだって十分可能なわけです。おそらくは、再度、議論をされると思いますので、そういう考え方が提示されたということをお伝えしていただいて、御専門の方に御議論いただくということでお願いしたいと思います。

○羽深内閣府審議官 今、お話を伺っていると文化審議会著作権分科会としての意見ということですけれども、是非文科省として遠隔教育、特に高校はどうあるべきかという観点からきちんと考えていただかないと、著作権保護のことばかり言っていても話は進まないと思いますので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

○義本総括審議官 羽深審議官のお話も踏まえて検討したいと思いますが、ただ、私ども

が考えておりますのは、4月25日に規制改革推進会議の「遠隔教育の推進に関する意見」 の中でもご意見をいただいていますが、

特に、遠隔教育の必要性ということについては、今、御指摘いただいたように、今後、人口が減ってきて、学校の維持が困難になってくる中において、過疎地も含めて、教育の機会をどういうように保障していくのか、あるいは病気とか障害を持った方に対する教育の機会をどう保障していくのか、新しい技術をどのように使っていくのか、あるいはプログラミング教育ですとか、英語教育のさらなる高度化という観点からすると、専門性の高い方をどう確保していくのかという点が現代の課題でございますので、この点について、私どもとしては遠隔教育を活用していくことも含めてしっかり取り組みたいと考えているというところはベースとして共有したいと思っております。

一方、著作権の問題については、御案内のとおり、先ほど来申し上げていますように、 創作と活用と、それから、利用も含めて循環をどう回していくかという観点から整理をし ておりますので、その議論との整合性をどううまくとっていくのかということが大切だと 思っています。

要すれば、実質的な話として、私どもとしては、遠隔教育を、現状の学校の制度、例えば義務教育、高校、大学はそれぞれ違うわけでございますけれども、その状況で整合性をとる中において進めていくことが大事だと思っていますので、そういう観点から実質的にどう進めればいいのかについて考えたいと思います。

ただ、申し上げましたように、著作権の世界については、御案内のとおり、専門家の議論、それから、当事者や関係者が集まってこれまで議論を積み重ねてきたわけでございますので、その議論の経緯も十分踏まえながら、今日の御意見も踏まえて、私どもとしては整理していきたいと思っております。

○原座長 法的な安定性で、現状で無償になっているところは、資料2-4でいうところの緑の状態にして、残りのところをオレンジにするという御説明だったと理解をしましたけれども、こんな虫食いの制度にすることに、どういう合理性があるのか。

先ほど総括審議官にお伺いをしたつもりなのですが、2と3で扱いを変えることによって3を抑制することになってしまわないのかどうか。特に過疎地などを対象にして、今後、3の「同時双方向型の遠隔授業」を、より一層普及・拡大していく必要があるのだろうと思いますが、文部科学省さん全体としてはこれでよろしいのでしょうか。

○義本総括審議官 それぞれの形態については、今、申し上げましたようなことがありますので、そこは今後、実証していかないといけないという部分がございます。

一方、私どもとしては、遠隔教育あるいはICT教育の観点からすると、成長戦略などで盛り込ませていただきましたけれども、プログラミング教育を小学校段階からしっかりやるとか、あるいは民間のお力とか教員の方々の専門性を生かしていくとか、場合によっては著作権フリーの形で教材のプラットホームを作って、それを現場で活用いただく環境整備をするというようなことを並行して議論しているところでございます。

そういう中において、2と3というような形態自身をどう考えるかという問題もございますが、実際上は、現場において、2も3もどう進めていくのかということが大事でございます。

お話がありましたように、著作権フリーの観点から、民間の団体がいろいろな形で教材を作ってやっていくケースもあれば、あるいは民間の方々によっては、一定の対価を得た上で、それを創作に生かしていって循環していくということもありますので、その辺、全体をどう考えるかというところは非常に大事かなと思っているところでございます。そういう観点から、私どもとしては議論をしているところでございます。

○永山審議官 資料2-4で、私どもの著作権制度の観点からも、当然、遠隔教育については進めていきたいと、著作権制度がネックになってはいけないという考え方は共有しているつもりでございます。

そういう観点から、私どもは現行制度をベースにしながら、現在、許諾が必要なところについて、一定の補償金は必要としておりますけれども、許諾なく円滑に利用できるようにしていこうかという観点から、2年間の議論を重ねて、こういう結論になっているところでございまして、恐らく当会議の目指している、そういう遠隔教育を進めていかなければいけない、それに著作権制度がネックになってはいけないという点については共有しているつもりでございますので、その点は御理解いただければと思います。

○原座長 全般の方向性については何ら異存はないのです。ただ、こういった虫食いの制度にすることについて、この資料 2-4 でお示しいただいたような緑とオレンジとがばらばらと分かれているという状態について、きちんと御議論いただいた上で結論を出されたのでしょうか。

遠隔教育についての議論とはちょっと外れますけれども、「対面の教室」についてもオレンジの部分が一部あって、紙で資料を配付するのだったら許諾不要で無償になるけれども、IT端末を使って資料を送信すると補償金が必要という方向で整理をされていくわけですね。これはICT活用を進めていく上で制約にならないのでしょうか。

○秋山著作権課長補佐 資料2-2にも書かせていただきましたように、補償金が必要であるということが直ちに教育の制約要因となるという評価は、少なくとも著作権法政策との関係では、そういう評価はしていないところでございまして、相応の対価を還元することによりまして、将来の教育活動を豊かにしていくというのが著作権法の考え方でございます。

議論としましては、対面授業のための異時の公衆送信ということは、今回新たに権利制限の対象とすることに伴いまして、異時の公衆送信という行為の性質にも鑑みて補償が必要という議論になったということでございます。

○原座長 教育において、著作物を円滑に利用するために補償金設定という仕組みを考えてこられたことは理解しているつもりです。したがって「オンデマンド型の遠隔授業」などについて、補償金の制度を構築する上では、是非しっかりと円滑に利用できるような仕

組みを作っていっていただければいいのだろうと思いますが、申し上げているのは、繰り返すようですけれども、緑とオレンジとで虫食い穴的に合理性のない差を設ける理由はないと思いますので、ここは合理的な制度にされたらよろしいのではないかと思っておりますということであります。

1点だけ、前回の議論のときに時間が足りなくなって確認し損なった点があるものですから、これは水田課長にお伺いしたいのですが、「同時双方向型の遠隔授業」などに関して許諾が必要というのは、不特定又は多数の場合に原則許諾が必要で、特定少数の場合には許諾不要であるという整理だと理解をしておりますけれども、特定少数の場合と、不特定又は多数の場合、それぞれどういったケースが想定されるのか教えていただけますか。

例えば音楽の授業の場合に、1つのパソコンに遠隔の先生から音楽を送信して、配信側の教室に端末が1台あって、そこで音楽を流しますというような形態は特定少数になるのかどうか教えていただけますか。

○水田著作権課長 具体的なところに関して確定的なことを申し上げるのは非常に難しいのですが、確かに著作権の場合は公衆という概念が非常に大きくなっております。先ほどの御議論の中でも、大学の場合、何百人ということがございます。ですから、対象が公衆なのかどうかということによって権利の働き方が随分違うということがございます。

ただ、何人からが公衆かということについては確定的なものはございませんので、裁判 所で判断せざるを得ないということになります。

一方で権利が働かない場合、それが特定少数の場合でございます。ですから、不特定又は多数であれば権利が働くけれども、特定少数に対する送信に関しては権利が働かない。 座長がおっしゃいましたように、一対一でやっているもの、基本的には相手が定まっているもの、特定されているものということであれば、これは権利が働かないというように一般的には言われております。おっしゃったような形で、片方で音楽を演奏していると、そこは38条1項ということで、非営利無料の演奏とか上映という概念がございますけれども、それが、ただ単に通信的な手段でもってもう片方に伝わっているというだけであって、著作権法上、特に権利が働かないということでございます。

ただ、いろいろ例外がございまして、片方にいる人が入れかわり立ちかわり、誰でも入っていいような場所であれば公衆に当たるとか、そういったことはもちろんございます。ですから、そういう形態が全てというわけではございませんが、固定したもの同士の中でやっている限りにおいてはということです。ですから、相手が何人かというところは限界的な事例でございます。

ですから、先ほどもありましたとおり、離島とかで数人しかいない場合に、これが本当に公衆に当たって権利が働くのか、それとも権利処理の入らない場合なのか。後者の場合もあるのかもしれないというようには考えておりますが、文化庁として確定的なことを申し上げる立場にございませんので、そこら辺になってきますと、実は今後の、例えばいかなる法制度を作ったとしても、恐らく運用の問題になってくるのではないかというように

は考えております。

今回も、今、文化庁の審議会でも検討しておりますけれども、法律は法律として作った後に、当事者同士がガイドラインを作っていって、どの辺のことについては権利を及ぼすかとか、そういったことを議論していこうという方向にはなっておりますので、どこからが、いわゆる公衆になるのか、そういったことなどについても恐らく議論になってくるかと思っておりますし、そういったところに委ねるべきものではないかと考えています。

- ○原座長 今後の制度ではなくて現行の制度のところで確認をしておきたいのですけれど も、先ほどおっしゃられたように、一対一であれば基本的には許諾不要と、権利が働かな いという場合であると考えてよろしいですか。
- ○水田著作権課長 特定の者同士であればそうです。
- ○永山審議官 一対一であっても、例えば募集をして、たまたま1人が手を挙げて、その 1人に、特定の人に送っているというと著作権法上は不特定になりますので、結果的に一 対一であっても権利が働く場合もあり得ます。ただ、特定されたAさんに送りますという ことであれば、公衆には該当せずに、一対一であっても働かない。ただ、働く場合もある ということでございます。
- ○原座長 分かりました。ありがとうございます。
- ○八代委員 いただいた資料2-4の1の「対面の教室」というところで、紙であれば予習・復習をするために教員が事前に生徒に渡すことは当然あるわけで、これは構わない。 しかし、例えばタブレット型端末のようなものだと、事前に渡すときに補償金が要るという御説明だったと思うのですが、それでよろしいわけですか。
- ○秋山著作権課長補佐 さようでございます。理由は先ほど申し上げましたとおり、紙で配付するものについても補償が必要であるというのが前提でございますが、今回、法的安定性の配慮から、例外的に無償を維持するとしたものでございます。
- ○八代委員 既得権保護と言ったらおかしいのですが、従来やっていたものはいいけれども、これからやるものは規制するというのは、正にタブレット型のような高度学習教材を使うのに対して大きな制約になりますね。そういう問題は考慮されていないわけですか。 ○秋山著作権課長補佐 もちろん、さまざまなパターンを念頭に議論をしていただきました。そこはやはり、理論上どういうものが正しいかということと、あとは資料2-2でも書かせていただきましたように、著作権は私人の財産権でありますので、その制約を受ける、若しくは利用の範囲を拡大する、権利者、利用者双方の理解ということが非常に重要な要素であったわけでございます。

この点、教育関係団体様からいただいた御意見は、全ての団体が、少なくとも現時点で無償のものについて有償に転換するのはやめてほしいという御意見を各団体様からいただきまして、こうしたことも我々としては念頭に置いて、あるべき制度ということを議論いただいたということでございます。

○八代委員 こういうのは全然、現場のインセンティブということを考慮されていないわ

けで、私が教師なら、もしこういうことでタブレット型にしたら補償金をとられる、紙ならとられないのだったら、全部紙で印刷してしまうと、そういう無駄なことも全国単位で起こり得るわけです。法的安定性も大事ですけれども、こういう新しい技術に対応して制度を変えることによって、どういうインセンティブが働くか。それが非常に非効率にならないかということも踏まえて、是非御検討いただければと思います。

- ○永山審議官 審議会でも八代委員の今の御発言のような意見もあった上で、最終的に各団体の、教育関係団体の御意見も踏まえてこういう形で整理をして、当然、今おっしゃられたことも考えとしては十分あり得ると思っております。
- ○金丸議長代理 質問です。法的安定性とか、あと国際的な調査にも基づいて権利関係の整理が行われているというお話があったのですが、そうすると、文化庁とか文科省の双方で、遠隔教育で進んでいる国はどの国で、その調査をどのようになされて、その権利関係の整理にどう参考になされたのかを教えてください。
- ○秋山著作権課長補佐 私ども著作権制度を検討する上で、遠隔教育のみならず、ICTを活用した教育のための著作物の利用の円滑化が図られている国を特に調査の対象といたしました。
- ○金丸議長代理 どこの国ですか。
- ○秋山著作権課長補佐 調査の対象としましたのは、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、オーストラリアでございます。
- ○金丸議長代理 その中で、学校あるいは中学校とかの現場で、タブレットの支給が一番 進んでいる国はどの国ですか。
- ○秋山著作権課長補佐 一般的なICT活用教育の実施状況という調査自体は行っていますが、タブレットの普及状況までそこの調査に含まれていたかどうかは、すみませんが今承知はしておりません。
- ○金丸議長代理 普通、遠隔教育が進んでいる国を調べようと思うと、タブレット端末が 学校にどれぐらい支給されているかというのは物すごく分かりやすいKPIだと思います。 それが支給されてもいないような国を調べに行ったって、どんな部分が参考になるか、ま ず分からない。

それから、私はデンマークの学校を見てきたのですが、各生徒はタブレット端末がデフォルトなのです。

だから、そういう意味で、さっき法的安定性という言葉を使われましたけれども、私が今日お伺いしていて大いに疑問に思ったのは、現在の法的安定性はあるかもしれないけれども、この日本の若者の未来の安定性、成長性とかをどう考えているのか。本来、それは文科省の仕事です。文科省と一緒に議論をして過ごす時間が相当長いと思うのです。そういう中で、ICTの有効活用について話し合い、それから、先般ではAIの活用についても話し合い、皆さんは、この財政難のさなかにもAI予算をとられましたね。だけど、今日の話をお伺いしていると、文科省が生徒の側に立った視点の主張が少なく感じました。

40人以下と限定した議論にもかかわらず、既得権益者への配慮の方が多くあって、過疎地だとか、あるいは離島にいるような生徒に対しての遠隔の教育の機会を拡大しようという姿勢をほぼ感じなかったので、今日の議論は原座長の論理展開に圧倒的な優位性があって、文科省も文化庁もいまいち感が漂っていまして、私は明日から皆さんとどうやって過ごすのか。

プログラミング教育を小学校で義務教育化をしようというのを、一生懸命、推進をとも にやってきたわけです。プログラミング教育を一生懸命やってきておいて、遠隔教育につ いては紙ならまだいいという話が出てきているわけだから相矛盾していますよ。

それから文化庁に聞きたいのだけれども、世界の趨勢を調べるときに、世界中にどれだけ、例えば著作権は私個人にあるけれども、無料のソフトウエアとか、無料の教材が、どこにどれぐらいの質と量があるか御存じですか。

日本政府が電子政府で参考にしたエストニアは、電子政府の中に構成されるソフトウエ アはフリーソフトですよ。

著作権益者に適正な報酬が得られると、そうやっていい循環が得られるというのも一つのサイクルです。だけども、今、別のサイクルが出てきていて、グーグルが提供している検索エンジンを我々は無料で利用しています。それから、グーグルが提供しているアンドロイドの0Sだってそうですよ。マイクロソフトのウィンドウズはお金がかかるけれども、後進国とか新興国については、無料のソフトウエアを国家としては使っているわけです。そういう人たちが新しい国づくりをどんどん始めている中で、我が国は一体、経済大国3位のポジショニングでどちらに行くのですか。

そういうことを義本さんたちと、子供たちの未来を明るくしようと一生懸命議論している中で、こういうことがクリアにならないというのは、今日は本当に、全部持ち帰っていただいて、この議論は是非再度をさせていただきたいと思いました。

○義本総括審議官 厳しい御指摘と力強いエールを送っていただいたと理解させていただきますけれども、今日は著作権の話を中心にしましたので、法的安定性ということがキーワードになって、あたかも、これが未来永劫続くといった印象を持たれたとすれば、私どもの本意ではなくて、これは技術の進歩とか、あるいは利用の形態の状況によっては、今ある、あり方自身も見直していくということも含めた上での議論でございます。

ですから、ここはこれまでの積み重ねがございますけれども、今後、方向としては全体としての見直しをするということも、将来、著作権法の議論の中においてはあるのだと思っておりますし、今日の金丸先生の御議論も、著作権分科会の中でも紹介させていただきたいと思います。

それから、お話がありましたように、私どもとしては、全体としてはICT時代において、この25日の意見書でもご意見としていただきましたように、大いに遠隔教育を実施すべきだと思っております。ただ、現場の教員がちゃんとついていけるかとか、あるいは教育効果をしっかり上げていけるかというようにステップを踏んでいくことが大事でございます

ので、その点は、これ以外の議論でも、大田議長、それから、原座長とも御議論させていただきましたように、手順を踏んで、より現場で、今お話しいただきましたように、サプライサイドではなくて、生徒にとってみて、どれだけためになるかということをベースにして議論は進めているところでございます。

ただ、デジタル教科書の話がございますように、現状においては技術の進展もございますけれども、一方、教員の資質の問題とか、あるいは現場での教育の実施方法等も、より整合性をとりながら進めていくという観点もございますので、そこは将来の姿を見据えながらでございますけれども、議論をどういうように展開して進めていくのかということについては、今後さらに議論を深めていきたいと思っております。ありがとうございました。〇金丸議長代理 あとはスピードですよね。他国との教育のあり方の質とレベルの違いについて、どのように考えていくか。危機感を共有していないところがいけないと思うのです。ほかの会議で義本さんたちとこれまで議論してきたことなのです。

ですから、そういう意味ではデジタル教科書の話が出ると、もっと言いたいことはたく さんありますけれども、とにもかくにも、我々が学びの質を上げていかないことには、こ の国の未来がないことだけは確かなので、それを前面に出していただく以外、私はないと 思うのです。

それから、技術革新について申し上げますと、要するに、本物の腕、本物の人たちが成果を出した、例えば写真なども、そういう意味ではアナログの時代はいろいろな工夫があったと思いますが、今や全員がカメラマンみたいな時代が来たわけではないですか。それがインスタに全部無料で上がっているわけですから、その質と、本物のプロは勝負せざるを得ない時代が来てしまったわけです。一方で、日本はどんなに教材で、課金、課金と言ってみたところで子供の数は減っているわけでしょう。

そうすると、いろいろな教材を生み出している人たちは自分の中でビジネスモデル改革 も必要だし、自分の組織内にもイノベーションが必要なのです。

そういう意味では、民間の人たちのイノベーションをみずから起こすということと、それから、義本さんたちは文科省の中にイノベーションを起こさないとついていけないと思う。時間はない。そんなに我々に時間はないと思います。だから、そういう意味ではスピーディーにやっていただきたいと思います。

○原座長 ありがとうございました。

では、本件についての議論は、今日はここまでとさせていただきます。

「IT時代の遠隔教育」に関しては、このワーキング・グループで今日も含めて5回の議論を行ってまいりました。

議論の中で、議長代理からもお話がございましたように、子供たちの未来のために遠隔 教育を今後本格的に推進していく、この基本的な方向性については文部科学省さんにも共 有をいただいているものと信じております。

高等学校の「同時双方向型の遠隔授業」についての著作権法上の問題の解決について、

これも演奏や資料の送信に、現状で著作権者の許諾が必要になっているという点に関して、必要な措置を講じていく必要については共有をいただいていると理解をしております。

今日議論がありましたように、文化審議会に正確に説明をし直していただくということ も含めて、是非早急に結論を得ていただくようにお願いできればと思います。

また、今日の議論を踏まえて、この合同授業、それから、同時双方向型の遠隔授業について、前者は補償金請求権の対象とせずに、後者のみを対象とするという差異を設けることなどについては、引き続きこのワーキング・グループでも議論をしていただければと思っております。

では、今日はこれにて会議を終了いたします。

本日は、お忙しい中を大変ありがとうございました。